

「社会保険加入に関する迅速な省庁間連携の実現及び在留資格要件としての考慮」事前質問事項に対する回答

I. 現行社会保険制度に関して（厚生労働省）

1. 各個人がいずれの社会保険制度（医療保険制度及び年金制度）に加入するかの判定基準について、現行法令上、どのように定められているのかご教示願いたい。併せて、2ヶ月の有期限雇用を1日の非雇用日を間に挟む形で繰り返す雇用形態を取る者を、健康保険の被保険者であると判断する根拠についてもご教示願いたい。

(回答)

適用事業所に使用される者は健康保険の被保険者となる（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条）。市町村の区域内に住所を有する者で、他の公的医療保険制度の被保険者とならない者は、原則国民健康保険の被保険者となる（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第5条・第6条）。

厚生年金保険制度においては、適用事業所に使用される70歳未満の者は被保険者となる（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第9条）。国民年金制度においては、原則65歳までの被用者年金制度の被保険者については、第2号被保険者となる。また、第2号被保険者の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の人は第3号被保険者となり、これら以外の者で20歳以上60歳未満の人はすべて第1号被保険者となる（国民年金法（昭和34年法律第141号）第7条第1項）。

健康保険においては、雇用契約の如何を問わず、実態上適用事業所と常用的使用関係にある者が被保険者となることから、御指摘のような雇用形態の者であっても、健康保険の被保険者となる（健康保険法第3条第1項第2号において、「口に掲げる者が、所定の期間を超え、引き続き使用されるに至った場合」に該当する。）

- 健康保険法（大正11年法律第70号）（抄）

（定義）

第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。

一 （略）

二 臨時に使用される者であつて、次に掲げるもの（イに掲げる者にあつては一月を

超え、口に掲げる者にあつては口に掲げる所定の期間を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く。）

イ 日々雇い入れられる者

ロ 二月以内の期間を定めて使用される者

三～八 (略)

2～10 (略)

○ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）（抄）

（被保険者）

第五条 市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

（適用除外）

第六条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市町村が行う国民健康保険の被保険者としない。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による被保険者。ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者を除く。

二～十 (略)

十一 その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの

○ 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）（抄）

（法第六条第八号の厚生労働省令で定める者）

第一条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。以下「法」という。）第六条第十一号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 日本の国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）に定める在留資格（以下単に「在留資格」という。）を有しないもの（入管法第二十二條の二第一項により本邦に在留することができる者（出生の事由による場合においては、被保険者の資格を取得している者の子に、その他の事由による場合においては、既に被保険者の資格を取得している者に限る。次号において同じ。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者を除く。）又は在留資格をもって本邦に在留する者で一年未滿の在留期間を決定されたもの（既に被保険者の資格を取得している者及び厚生労働大臣が別に定める者を除く。）

二 日本の国籍を有しない者であつて、外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第四条第一項の登録を受けていないもの（前号に該当する者及び入管法第二十二條の二第一項により本邦に在留することができる者を除く。）

三 (略)

2. 実際の運用において、健康保険の被保険者となる2ヶ月の有期限雇用を1日の非雇用日を間に挟む形で繰り返す雇用形態を取る者と、繰り返しのない2ヶ月の有期限雇用の雇用形態を取る者を、どのように判別しているのかご教示願いたい。

(回答)

社会保険庁においては、社会保険事務所による事業所調査の際、被保険者となっていない短時間労働者や外国人労働者等について、関係書類により実態的な使用関係の確認を行うこととしており、適用事業所と常用的使用関係が認められれば、加入指導を行うこととしている。

ご指摘のような場合には、引き続き、同一の事業所に使用されているかどうか個別に確認を行うこととなる。

3. 政府管掌健康保険、組保管掌健康保険、国民健康保険等、各種医療保険制度について、それぞれ当該制度への加入者情報はどのように保有されているのかご教示願いたい。また、当該情報が分散保有されている場合、住所が特定されている本邦住民Aが、どの健康保険に加入しているのか、或いはどれにも加入していないかについて把握するためには、最低限、どれだけの機関・組織へ確認を行えばよいのかご教示願いたい。

(回答)

各種医療保険制度における加入者情報は、各保険者において適切に保有されている。

本邦住民Aがどの医療保険制度に加入しているかを確認するには、被保険者証を提示させる。

Aが被保険者証を所持していない場合であって、A又はその家族が就労している場合には、A又はその家族が使用されている事業所に、当該事業所は健康保険の適用事業所かを問い合わせる。当該事業所が健康保険の適用事業所であれば、当該事業所の加入する保険者（社会保険事務所又は健康保険組合）を問い合わせ、当該保険者に対し、Aが加入しているか否かを問い合わせる。当該保険者において、Aが健康保険には加入していないことを確認した場合は、Aの居住する市町村に対し、Aが国民健康保険に加入しているか否かを問い合わせる。

Aが被保険者証を所持していない場合であって、A及びその家族が就労していない場合は、Aの居住する市町村に問い合わせる。

4. 日々雇い入れられる者は1ヶ月以内が健康保険被保険者の対象外となっているところ、1ヶ月を超える期間を定めた使用から、健康保険被保険者の対象とすべきではないのか。健康保険被保険者の対象外となる、期間を定めた使用を2ヶ月以内とする理由についてご教示願いたい。

(回答)

適用事業所において、臨時に使用される者については、事業所が一定していないために、被保険者の資格の得喪、保険料の徴収、保険給付の実施等についての技術的な問題から、その特性に着目し、日雇特例被保険者として適用を受けることとされているところ。日々雇い入れられる者については一月を超え引き続き使用されるに至った場合に、二月以内の期間を定めて使用される者については所定の期間を超え引き続き使用されるに至った場合に、健康保険の被保険者となる。